

豊頃町地域強靱化計画



令和 2 年 8 月
北海道豊頃町

【目 次】

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨 1
- 2 計画の位置付け 2
- 3 国土強靱化地域計画と地域防災計画 2

第2章 豊頃町地域強靱化の基本的考え方

- 1 地域強靱化の必要性 3
- 2 地域強靱化の目標 3
- 3 本計画の対象とするリスク 4

第3章 豊頃町の地勢と災害の概要

- 1 概 況 6
- 2 災害の履歴 7

第4章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 11
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 12
- 3 評価の実施手順 13
- 4 評価結果 13

第5章 豊頃町地域強靱化のための施策プログラム

- 1 施策プログラム策定の考え方 15
- 2 施策推進の指標となる目標値の設定 15
- 3 推進事業 15
- 【豊頃町地域強靱化のための施策プログラム一覧】 16

第6章 計画の推進管理

- 1 計画の推進期間等 32
- 2 計画の推進方法 32

【別表1】 豊頃町地域強靱化に関する脆弱性評価 33

【別表2】 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
と分野別施策との整理対照表 51

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、豊頃町においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から豪雨・暴風などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

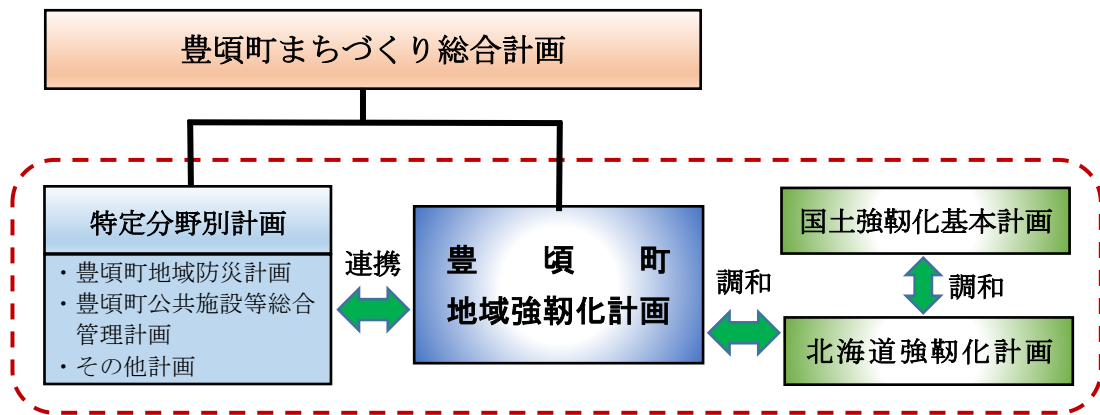
豊頃町においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取り組みを強化してきたところである。

豊頃町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取り組みを更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画と調和した取り組みを進めるためにも、豊頃町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「豊頃町地域強靱化計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、豊頃町まちづくり総合計画や他の分野別計画と連携し、重点的・分野横断的に推進する計画として、地域防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の地域強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



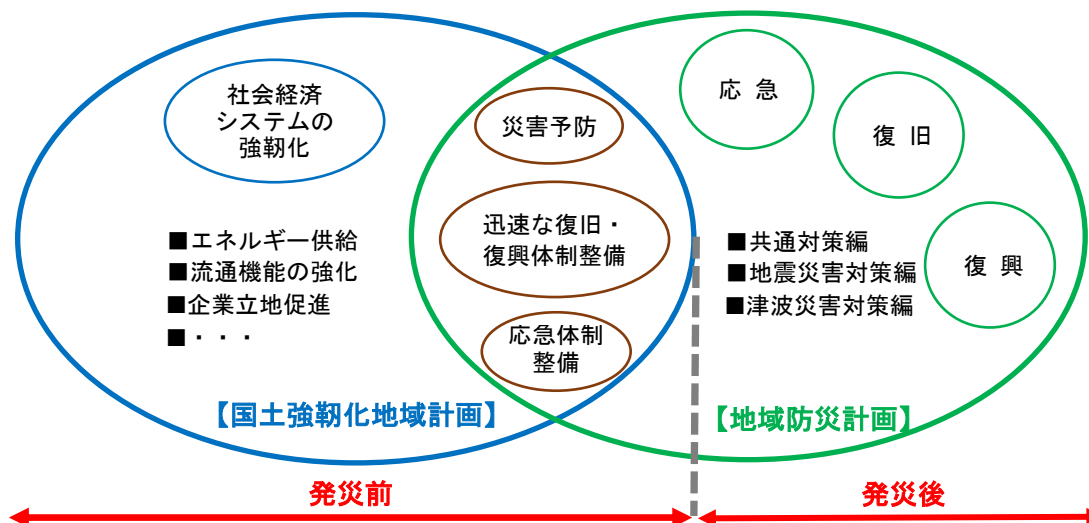
3 国土強靱化地域計画と地域防災計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして取りまとめるもの。

地域防災計画

地震や津波、洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



※札幌市強靱化計画より引用、一部加筆

第2章 豊頃町地域強靱化の基本的考え方

1 地域強靱化の必要性

豊頃町は人口減少や少子高齢化の進行などの課題が生じているほか、地域住民の安心な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラ整備も十分に進んでいるとは言えない状況にある。

このような状況の中、豊頃町においても、大地震やそれに伴い発生する津波、豪雨や暴風など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、本町が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。

こうしたリスクに正面から向き合い、本町の社会状況や地域特性を背景とした自然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な豊頃町をつくることは、将来にわたる町民の安全・安心を図る上で不可欠な取り組みである。

2 地域強靱化の目標

地域強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みである。こうしたことから、人口減少や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長に繋がるものでなければならない。

豊頃町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、地域強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを豊頃町の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

豊頃町地域強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と豊頃町の社会経済システムを守る。
- (2) 豊頃町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する。
- (3) 豊頃町の持続的成長を促進する。

3 本計画の対象とするリスク

豊頃町地域強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下型地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と豊頃町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

(1) 町内における主な自然災害リスク

ア 地震・津波

○太平洋沖における海溝型地震(H30 地震調査研究推進本部長期評価)

- ・ 根室沖における 30 年以内に M7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度

○内陸型地震(H30 地震調査研究推進本部長期評価)

- ・ 道内の主要活断層は9箇所
- ・ 十勝平野断層帯の発生確率・・・M8.0 程度、30 年以内に 0.1%～0.2%

○過去の被害状況

- ・ 十勝沖地震(2003 年)・・・M8.0(震源:十勝沖)

震度 6 弱

津波高約 3.2m(大津漁港)

死者1人、行方不明1人、重傷者1人、軽傷者 53 人

家屋被害 141 戸(全壊 9 戸、半壊 27 戸、一部損壊 105 戸)

被害総額 2,694,206 千円

- ・ 東日本大震災(2011年)……M9.0(震源:三陸沖)
震度 3(最大震度 7)
津波高約 4.3m(大津漁港)
人的被害及び家屋被害なし
被害総額 120,044 千円

イ 豪雨／暴風雨／竜巻

- 過去 30 年の北海道への台風接近数は、年平均 1.7 個(全国平均約 3 個)と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生している。
- 豊頃町では、台風の接近による豪雨被害のほか、近年では暴風による災害が増加傾向にある。
- 北海道内では 1991 年から 2013 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生している。

ウ 豪雪／暴風雨

- 寒冷多雪である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生している。

(2) 町外における主な自然災害リスク

ア 首都直下型地震

- 発生確率……M7.3 程度、30 年以内に 70%
- 被害想定……死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

イ 南海トラフ地震

- 発生確率……M8.0～9.0 クラス、30 年以内に 70～80%
- 被害想定……死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、
建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、
被害範囲 40 都府県(関東、北陸以西)

第3章 豊頃町の地勢と災害の概要

1 概況

(1) 位置及び面積

豊頃町は、十勝の東南、北緯42度48分、東経143度30分に位置し、東は浦幌町、西は幕別町、北は池田町、南は大樹町にそれぞれ接し、東南端は太平洋に臨んでおり、南北約35キロメートル、東西約34キロメートル、面積は536.71平方キロメートルを有している。

(2) 地 形

町の北側から東南に十勝川が流れ、十勝川の東側は平坦であるが、西側は丘陵が広がっている。

(3) 気 象

地域的な位置からみて、温帯中北部に属した寒暖の差が激しい大陸性気候地帯に属し、季節的には夏は比較的高温、冬は低温・乾燥の日が続き、平均気温は夏は約20℃、冬はマイナス10℃前後。雨量は少なく、秋から春にかけて晴天日が非常に多いドライゾーンとなる。南部は太平洋の影響で、夏季に海霧の発生がある。

(4) 人口と世帯

本町の人口は、昭和30年の国勢調査での10,725人をピークに減少し、60年後の平成27年には3,182人となり、約70%の減少を見せている。また、総世帯数は、平成27年で1,362世帯となっており、人口の急激な減少よりは緩やかではあるが、減少傾向にある。

平成31年3月末の住民基本台帳の年齢別人口比率は、65歳以上の人口比率が39%、15歳未満の人口比率は9%と少子高齢化が進んでいる。

○人口及び世帯数の推移

年	昭和30年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成27年
人口(人)	10,725	5,541	4,519	3,732	3,182
世帯数	1,840	1,725	1,507	1,417	1,362

資料:国勢調査

2 災害の履歴

豊頃町の災害の発生は、暴風雨(台風等)による被害が最も多いが、海溝を震源とする大きな地震も発生している。

(1) 春の災害

冬期間の積雪が春先の高温と風雨により融解が促進され、低地などにおいて浸水被害が発生する。

(2) 夏の災害

集中豪雨による災害が起こる。

(3) 秋の災害

台風による雨と風または台風により前線を刺激して大雨が降ることによる災害発生が多い。

(4) 冬の災害

暴風雪による交通障害などが起こる。

○近年の主な災害の履歴(豊頃町地域防災計画より抜粋)

発生年月日	原因	被害の内容	
平成元年 6月28日～ 30日	大 雨	降 水 量	215 mm
		家屋被害	床下浸水 5戸・12人
		農業被害	農作物 646ha
			農業用施設 49か所
		土木被害	河川(河岸) 34か所
			道路 50か所
			橋梁 4か所
		水産被害	漁具他 2件
		林業被害	林道 38か所
		被害総額	1,249,760千円
平成2年 11月4日～ 5日	大 雨	降 水 量	58 mm
		家屋被害	床上浸水 2戸・7人
			床下浸水 3戸・10人
		農業被害	農作物 566ha
			農業用施設 35か所
		土木被害	河川(河岸) 38か所
			道路 64か所
			橋梁 2か所
		水産被害	漁具(漁網) 8件
		林業被害	林道 12か所
社会福祉施設被害	2か所		
被害総額	1,393,502千円		

発生年月日	原因	被害の内容	
平成5年 1月15日	釧路沖地震	震度 人的被害 家屋 農業被害 土木被害 水産被害 その他被害 被害総額	(帯広) 5 重傷者 1人 軽傷者 3人 半壊 18戸・65人 一部破損 16戸・79人 共同利用施設 2か所 営農施設 30か所 道路 23か所 河川 1か所 橋梁 8か所 漁船破損 14隻 共同利用施設 2か所 林道 3か所 水道 22か所 商工業 31か所 小学校 1校 社会教育施設 3か所 587,907千円
平成5年 6月4日～ 5日	大雨	降水量 農業被害 土木被害 林業被害 被害総額	114mm 農業用施設 23か所 河川(河岸) 20か所 道路 6か所 林道 5か所 839,900千円
平成6年 9月16日～ 17日	台風24号	降水量 農業被害 土木被害 水産被害 林業被害 被害総額	31mm 農地 2ha 農作物 67ha 農業用施設 4か所 排水路 8か所 河川(河岸) 10か所 道路 23か所 漁具(網) 7か統 林道 11か所 429,913千円
平成6年 10月4日	北海道 東方沖地震	震度 農業被害 土木被害 商工被害 その他被害 被害総額	(幕別) 4 農業用施設 1か所 営農施設 1か所 その他施設 3か所 道路 1か所 河川(河岸) 4か所 商店 12か所 消防用施設 1か所 95,778千円

発生年月日	原因	被害の内容	
平成 8 年 5 月 22 日～ 23 日	大 雨	降 水 量	106 mm
		農 業 被 害	排水路 9 か所 農道他 32 か所
		土 木 被 害	河川（河岸） 10 か所 道路 29 か所 橋梁 1 か所
		林 業 被 害	治山施設 1 か所 林道 24 か所
		被 害 総 額	545,307 千円
平成 10 年 9 月 16 日～ 17 日	台 風 5 号	降 水 量	149 mm
		農 業 被 害	農作物（冠水） 667.30ha 農道 6 か所 牧道 2 か所 明渠 6 か所
		土 木 被 害	河川 7 か所 道路 25 か所
		水 産 被 害	漁具（網） 7 か統
		林 業 被 害	林道 6 か所
		衛 生 被 害	水道 4 か所
		そ の 他	公園 1 か所
		被 害 総 額	358,341 千円
平成 11 年 7 月 14 日	大 雨	降 水 量	106 mm
		農 業 被 害	農道 3 か所 明渠 1 か所
		土 木 被 害	道路 11 か所 河川 1 か所
		林 業 被 害	林道 3 か所
		被 害 総 額	429,913 千円
平成 13 年 9 月 11 日	台 風 15 号	降 水 量	96 mm
		農 業 被 害	農作物 413.10ha
		土 木 被 害	道路 8 か所 河川 4 か所
		林 業 被 害	林道 3 か所
		被 害 総 額	428,159 千円

発生年月日	原因	被害の内容	
平成 15 年 9 月 26 日	十勝沖地震	震 度 津波発生 人的被害 家 屋 農 業 被 害 土 木 被 害 水 産 被 害 その他被害 被 害 総 額	6 弱 最大 3.2m 死者 1 人 行方不明者 1 人 重傷者 1 人 軽傷者 53 人 全壊 9 戸・24 人 半壊 27 戸・69 人 一部破損 105 戸・454 人 農道 14 か所 営農施設 353 か所 道路 158 か所 河川 6 か所 橋梁 1 か所 下水道 143 か所 漁船沈没 1 隻 漁船破損 14 隻 共同利用施設 7 か所 林道 19 か所 水道 町内一円 商工業 75 件 小・中学校 4 校 2,694,206 千円
平成 18 年 10 月 7 日～ 8 日	低気圧による 暴風と高波	風 速 水産被害 被 害 総 額	(8 日平均 4.7m) 最大 8m 漁船破損 1 隻 共同利用施設 1 か所 漁具(網) 6 か統 333,342 千円
平成 23 年 3 月 11 日	東 北 地 方 太平洋沖地震	震 度 津波発生 水産被害 商工被害 被 害 総 額	3 最大 4.3m 漁業施設 7 か所 漁船沈没・破損 54 隻 潮位観測装置水没等 工業 2 か所 120,044 千円
平成 28 年 8 月 17 日～ 24 日	台風 7 号、 11 号、9 号	降 水 量 農 業 被 害 土 木 被 害 林 業 被 害 衛 生 被 害 文教施設被害 そ の 他 被 害 総 額	177 mm 農業施設 3 か所 農作物 1,832ha 農道 11 か所 明渠 12 か所 道路 44 か所 河川 2 か所 林道 7 か所 水道 3 か所 小学校 6 か所 中学校 4 か所 社会体育施設 3 か所 公園 5 か所 1,092,473 千円

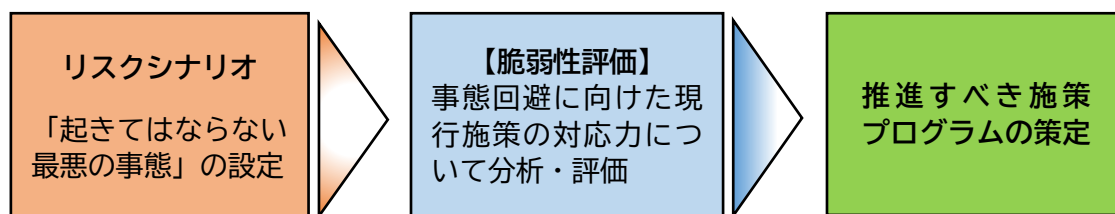
第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下、「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり(基本法第9条第5項)、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

豊頃町としても、本計画に掲げる豊頃町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施する。
- ・また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価を行う。

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的及び異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資提供の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーン(物流、供給網)の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は32ページに掲載の「【別表1】豊頃町地域強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、7つのカテゴリごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

(1) 「人命の保護」に関する事項

- ・ 道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。また、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取り組みを計画的に行うことが必要である。
- ・ 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携して対応を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。
- ・ 災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。
- ・ 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細やかな防災対策を講じる必要がある。

(2) 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- ・ 被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されてきているが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取り組みが必要である。
- ・ 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについて引き続き地域間連携による支援体制の整備を進める必要がある。

(3) 「行政機能の確保」に関する事項

- ・ 大規模災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。
- ・ 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。

(4) 「ライフラインの確保」に関する事項

- ・ 食料やエネルギーの安定供給に関しては、本町のみならず国及び北海道全体の強靱化に貢献するため、供給力の更なる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取り組みが必要である。
- ・ 町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。
- ・ 交通ネットワークの整備は、本町の強靱化はもとより、北海道強靱化の根幹を支えるものである。災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うため地域間交通ネットワークの一層の充実・強化を図る必要がある。

(5) 「経済活動の機能維持」に関する事項

- ・ 首都直下型地震等に備え、首都圏企業等がリスク分散の観点から業務継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業誘致の取り組みを継続する必要がある。
- ・ 災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業の体制整備を促進する必要がある。
- ・ 災害時における経済活動のサプライチェーン(物流・供給網)や救援物資の円滑な輸送を確保するため、耐震化などの防災対策を含め、漁港の整備を引き続き図る必要がある。

(6) 「二次災害の抑制」に関する事項

- ・ 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。

(7) 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ・ 災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- ・ 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取り組みを推進する必要がある。

第5章 豊頃町地域強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第4章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取り組み方針を示す「豊頃町地域強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取り組み主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、リスク回避のために、施設の整備・耐震化等の「ハード対策」のみだけでなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業

施策の推進に必要な財源に制約があるため、本計画の実効性を確保するうえで、優先順位を考慮して施策を推進する必要があることから、豊頃町まちづくり総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へと繋げるため、まちづくり総合計画の基本計画に沿った取り組みや「北海道強靱化計画」と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、推進することとする。

施策に関連する具体的な事業を「【別表2】リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表」に推進事業として示す。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しと追加を行う。

【豊頃町地域強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載。
- ・当該施策の推進に関わる取り組み主体(国、道、町、民間の4区分)を各施策の末尾に〔 〕書きで記載。
- ・プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 「豊頃町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細やかな対策を実施する。〔国、道、町、民間〕
- 多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者による耐震化を促進する。〔国、道、町、民間〕

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する「インフラ長寿命化計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。〔国、道、町〕

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。〔国、道、町〕

《指 標》

・社会福祉施設の耐震化率	60%(H30)	
・公立小中学校の耐震化率	100%(H30)	
・緊急避難場所の指定状況	31箇所(H30)	} ⇒ 必要に応じて追加指定
・避難所の指定状況	28施設(H30)	
・福祉避難所の指定状況	2施設(H30)	

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害警戒区域等の指定状況等について住民周知を図る。〔国、道、町〕

《指 標》

- ・土砂災害警戒区域等の指定数 188箇所(H30)
 - ・土砂災害ハザードマップの作成状況 作成予定(R4)
- ⇒ 対象区域の指定が全て終了次第、マップの作成を実施

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を行う。〔道、町〕
- 状況に応じた安全な避難所等の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。〔道、町〕
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の機能の強化を図る。〔道、町、民間〕
- 避難誘導に必要な標識や表示板等の設置について、津波避難計画等に基づき、情勢に合わせた適切な整備を図る。〔国、道、町〕

《指 標》

- ・津波ハザードマップの作成状況 作成済(H30)
- ⇒ 必要に応じて改訂を行う。
- ・津波避難計画の策定状況 策定済(H30)
- ⇒ 必要に応じて見直しを行う。

1-4 突発的及び異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・ハザードマップの作成)

- 河川整備の進捗等に応じた洪水ハザードマップの見直しを適時に実施するとともに、水害対応タイムラインを作成し、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を図る。〔国、道、町〕
- 近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、内水ハザードマップの作成及びこれに基づく防災訓練実施について検討する。〔道、町〕

(河川改修等の治水対策)

- 河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。〔国、道、町〕
- 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。〔国、道、町〕

《指 標》

- ・洪水ハザードマップの作成状況 作成済(H30)
⇒ 必要に応じて見直しを行う。
- ・内水ハザードマップの作成 検討
- ・国管理河川(一級河川) 3 河川(H30)
- ・北海道管理河川(一級河川 20、二級河川 2) 22 河川(H30)
※国管理河川との重複 2 河川
- ・町管理河川(準用河川 5、普通河川 140) 145 河川(H30)

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。〔国、道、町〕
- 点検による要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。〔国、道、町〕

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。〔国、道、町〕
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

- ・生活道路の除雪対策率 100%(H30)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた移動困難者対策)

- 災害時における移動困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による移動困難者支援の取り組みを促進する。〔国、道、町、民間〕

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。〔道、町〕

《指 標》

・暖房器具等の備蓄状況(H30)

毛 布	160 枚	⇒ 必要に応じて追加で備蓄する。
発電機	6 台	
ポータブルストーブ	10 台	⇒ 必要に応じて追加で備蓄する。

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。〔国、道、町、民間〕
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を一層図るため、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を促進する。〔国、道、町〕
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進する。〔道、町〕

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害にかかる避難勧告等の発令基準について住民に周知する。〔道、町〕
- 防災行政無線や緊急速報メール等による住民等への災害情報の伝達のほか、公衆無線LAN機能の整備、Lアラート(災害情報共有システム)を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制の強化を推進する。〔国、道、町、民間〕

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取り組みを推進する。〔国、道、町、民間〕
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。〔国、道、町、民間〕
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。〔国、道、町〕

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取り組みを推進する。〔道、町、民間〕
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への多様な主体の参画を促進する。〔道、町、民間〕
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。〔道、町〕

《指 標》

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ・自主防災組織の組織状況 | 5 組織・組織率 31.3%(H30) |
| | ⇒ 10 組織・組織率 62.1%(R4) |
| ・防災訓練の実施状況 | 津波避難訓練 年1回、
総合防災訓練 5年に1回 |
| | ⇒ 実施内容を工夫しながら継続して実施する。 |

2救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 支援物資の供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
〔道、町、民間〕
- 災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取り組みを促進する。〔道、町、民間〕
- 行政とボランティア支援団体等との連携により、NPO やボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を推進する。〔道、町、民間〕

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道内の各振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を超えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。〔道、町〕
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、自発的な備蓄の取り組みを促進する。〔道、町、民間〕
- 支援制度を活用し、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組みを推進する。
〔道、町〕

《指 標》

・防災関係の協定締結件数(民間企業・団体、行政機関) 11件(H30)

⇒ 必要に応じて締結する。

・非常用物資の備蓄状況(H30)

食糧(アルファ化米) 1,966食

飲料水 1,046リットル

アルミマット(敷物関係) 190枚

災害用トイレ 2,200回分

災害用ベッド 40個

毛布(寝袋) 360枚

※暖房器具等については1-5に掲載

⇒ 必要に応じて追加するとともに、食糧品の充実を図る。

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動にかかる災害対応の実効性を確保する。〔国、道、町、民間〕
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取り組みを推進する。〔国、道、町〕
- 消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団員に対する理解を向上させる広報活動を推進する。〔町〕

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取り組みを推進する。〔国、道、町〕

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線の更新や警察無線中継所リンク回線の高度化、警察ヘリコプター等への映像伝送システムの搭載など情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。〔国、道、町〕

《指 標》

・消防団員

68人(H30)

⇒ 定数 100 人の充足に向けて取り組みを継続

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- 災害時における病院機能を確保するため、自家発電設備の拡充や応急用医療資機材の整備などを推進する。〔国、道、町、民間〕

(災害時における福祉的支援)

- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。〔道、町、民間〕

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。〔国、道、町〕

《指 標》

- ・町立豊頃医院における応急用医療資機材の整備
 - ⇒ 通常の在庫として確保している医療資機材で対応
- ・予防接種法に基づく予防接種(麻しん・風しんワクチン)の接種率
 - 1期 94.4%(H30)
 - 2期 94.1%(H30)
 - ⇒ 1期、2期ともに国の目標である95%以上を維持する。

3行政機関の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部にかかる運用事項(職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など)について、定期的な訓練などを通じ、実施体制の検証や必要に応じた見直しを行うとともに、本部機能の運用に必要な資機材の整備などを計画的に推進する。〔町〕
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。また、地域防災の中核的な存在となる消防団の機能強化を推進する。〔国、道、町〕
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、警察署、消防庁舎等行政施設の耐震化や改修を推進する。〔国、道、町〕

(行政の業務継続体制の整備)

- 業務継続計画に基づく災害時における市町村業務の継続体制を確保する。〔町〕
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「IT部門の業務継続計画(IT-BCP)」の策定に向けた取り組みを推進する。また、重要システムにかかるサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、情報システムの機能維持のための取り組みを推進する。〔道、町〕

《指 標》

・消防団員	68人(H30)	
	⇒ 定数100人の充足に向けて取り組みを継続	※再掲
・消防団活動	震災時の消防団活動マニュアル	策定済(H26)

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 北海道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、自然エネルギーの導入など、関連施策を総合的に推進する。〔国、道、町、民間〕

(多様なエネルギー資源の活用)

- 天然ガスの利用拡大、メタンハイドレードの資源化、水素エネルギーの開発・利活用、廃棄物の電力・熱利用など、エネルギー構成の多様化に向けた取り組みを促進する。〔国、道、町、民間〕

(石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

- ・石油燃料供給協定先 町内 4 箇所(H30)

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 平時、災害等を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う農業・水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。〔国、道、町〕
- 大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、経営安定対策や担い手確保対策など、農業・水産業の体質強化に向けた持続的な取り組みを推進する。〔国、道、町〕

(食料品の販路拡大)

- 食の高付加価値化に向けた取り組み等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。〔国、道、町、民間〕

(農産物の産地備蓄の推進)

- 産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大規模災害時においても農産物の円滑な供給に資する取り組みを推進する。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

・農家戸数	246 戸(H27 農業センサス)
・耕作面積	3,758ha(H27 農業センサス)
・漁家戸数	26 経営体(H30 漁業センサス)
・所有船数	13 隻(H30 漁業センサス)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。〔国、道、町〕
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実態など、応急給水体制の整備を促進する。〔国、道、町〕

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備えた下水道業務継続計画(BCP)を基に、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。〔国、道、町〕
- 農村部への合併処理浄化槽設置事業を継続して推進する。〔町〕

《指 標》

・下水道BCPの策定状況	策定済(H26)
・下水道施設の長寿命化計画の策定状況	策定済(H28)
・下水道ストックマネジメント計画の策定状況	策定済(R 元)
・浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	60.0%(H30)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(道路施設の防災対策等)

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
〔国、道、町〕
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。〔国、道、町〕

(鉄道の機能維持・強化)

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐久化をはじめ耐災害性の強化に向けた取り組みを促進する。〔国、道、町、民間〕
- 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取り組みを進める。〔国、道、町、民間〕

《指 標》

・道路橋梁の長寿命化修繕計画の策定状況	策定済(H25) 見直し(H30)
---------------------	----------------------

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーン(物流・供給網)の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化の視点からも、企業立地に向けた取り組みを促進する。〔国、道、町、民間〕

(企業の業務継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、道内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。〔国、道、町、民間〕

(町内企業等への支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた町内企業等の早期復旧と経営安定を図るため、各種支援を行う。〔町〕

《指 標》

・町内における	事業所数	154 事業所(R 元)
	うち企業数	89 社(R 元)
	うち商店数	32 店(R 元)

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(漁港の機能強化)

- 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う大津漁港の機能強化に向けた漁港施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。〔国、道、町〕
- 業務継続計画(漁港BCP)に基づき、被災した際の漁港機能の維持・継続を図るための対策を推進する。また、災害時における港湾間の相互応援体制の強化に向けた取り組みを推進する。〔国、道、町〕

《指 標》

- ・大津漁港BCPの策定 策定済(H27)

6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。〔国、道、町、民間〕
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。〔国、道、町、民間〕

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。〔国、道、町〕

《指 標》

- ・民有林の蓄積(二酸化炭素貯蔵量) 2,690,100 m³(H30)
⇒ 現在の蓄積量を確保する。
- ・町有林における人工林の面積 1,230ha(H30)
⇒ 現面積を確保する。
- ・農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数
1組織(H30)
⇒ 現団体数を維持する。

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定など、廃棄物処理体制の整備を行う。〔国、道、町〕

《指 標》

- ・町災害廃棄物処理計画 町一般廃棄物処理計画及び町地域防災計画に掲載(H30)

※平成 30 年 3 月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画策定(R3)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業との連携体制を強化する。〔道、町、民間〕

(行政職員の活動促進)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互対応体制を強化する。〔国、道、町〕

《指 標》

- ・町内建設土木業者数 9 件(H30)
- ・町内建設土木業従事者数 78 人(H30)

第6章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は令和2年(2020年)から令和6年(2024年)までの5年間とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《施策ごとの推進管理に必要な事項》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管課、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進にあたっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、豊頃町強靱化の継続的な向上を図っていく。

【別表1】 豊頃町地域強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことを踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、民間の大規模建築物等については、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく耐震化整備を進める必要がある。
- 小中学校や社会福祉施設など不特定多数が集まる施設の耐震化はほぼ完了しているが、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもある集会施設等の一部に耐震性がない建物があることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「豊頃町公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 老朽化した公営住宅及び小中学校校舎の計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 災害の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備設置等の取り組みを推進する必要がある。
- 地震・津波による被害軽減施策を進めるため、被害想定調査を行い、調査結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める必要がある。

【指標(現状値)】

・社会福祉施設の耐震化率	60%(H30)
・公立小中学校の耐震化率	100%(H30)
・緊急避難場所の指定状況	31箇所(H30)
・避難所の指定状況	28施設(H30)
・福祉避難所の指定状況	2施設(H30)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

○北海道の土砂災害警戒区域の指定状況は、約 12,000 の危険個所に対し、指定が約 6,400 箇所と、全国(約 663,000 の危険個所に対し、約 556,000 箇所が指定済)と比べて遅れている状況にある。本町においては、土砂災害警戒区域の指定対象となる 188 箇所全てを指定している状況にあるが、今後は北海道実施の危険箇所調査の結果を踏まえ、警戒区域の見直しを行う必要がある。また、警戒区域の指定について住民周知を一層図るなど、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・土砂災害警戒区域等の指定数 188 箇所(H30)
 - ・土砂災害ハザードマップの作成状況 作成予定(R4)
- ⇒ 対象区域の指定が全て終了次第、マップの作成を実施

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

○今後新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップや避難計画の見直しをはじめとした避難体制の再整備が求められる。

○現在、指定している緊急避難場所や避難所について、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制や住民への周知を一層図っていく必要がある。

○高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても、住民への周知を一層図っていく必要がある。

○避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については概ね完了しているが、今後新たな津波浸水予想地域の想定など情勢の変化があった場合は、それに応じた看板等の整備を行う必要がある。

【指標(現状値)】

- ・津波ハザードマップの作成状況 作成済(H30)
- ・津波避難計画の策定状況 作成済(H30)
- ・緊急避難場所の指定状況 31 箇所(H30) ※再掲
- ・避難所の指定状況 28 施設(H30) ※再掲
- ・福祉避難所の指定状況 2 箇所(H30) ※再掲

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 北海道では、「道路管理に関する検討委員会」を設け、冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行っており、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。豊頃町においては、随時道路パトロールを行い、危険個所の早期把握に努めているが、今後も引き続き適切な道路管理体制の整備を進めていく必要がある。

(防雪施設の整備)

- 点検による要対策箇所を中心に、必要な防雪施設の整備を進めているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性があることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者(国、道、市町村)において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標(現状値)】

- ・生活道路の除雪対策率 100%(H30)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

(冬季も含めた移動困難者対策)

○積雪・低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時避難所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた移動困難者の避難対策の取り組みを進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

○積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

・暖房器具等の備蓄状況(H30)	
毛布	160 枚
発電機	6 台
ポータブルストーブ	10 台

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

○関係行政機関の防災情報の共有化等が進められているが、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な相互の連絡体制を強化する必要がある。

○迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、市町村及び関係機関間で防災情報を共有しているが、老朽施設の更新や未整備箇所の整備など同システムの機能強化を図る必要がある。

○防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うために、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

○大規模災害時において、防災関係機関による情報の共有は重要であることから、今後も防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

○災害時の行政間の通信回線を確保するため、更新期を迎えている北海道と道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新が必要である。

○被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、財政状況等も勘案しながら、衛星携帯電話の整備を促進する必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 各種災害に係る避難勧告等の発令基準について住民周知を図る必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確保のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民への災害情報の伝達方法について、従来から活用している防災行政無線や緊急速報メールだけでなく、「Lアラート(災害情報共有システム)」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中継や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、防災情報提供の耐災害性を向上する必要がある。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、町内における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定など対策を推進する必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 地域防災力の向上に向け、北海道が現在取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用し、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への参画促進などにより、構成員のノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取り組みを進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取り組みを行う必要がある。

【指標(現状値)】

・自主防災組織の組織状況	5 組織・組織率 31.3%(H30)
・防災行政無線のデジタル化	整備(R2 予定)
・防災訓練の実施状況	津波避難訓練 年1回 総合防災訓練 5年に1回

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災や北海道胆振東部地震におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬季間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 各種補助制度等を活用し、非常用物資の備蓄体制の強化を図る必要がある。

【指標(現状値)】

- ・災害関係の協定締結件数(民間企業・団体、行政機関) 11件(H30)
 - ・非常用物資の備蓄状況(H30)

食糧(アルファ化米)	1,966食
飲料水	1,048リットル
アルミマット	190枚
災害用トイレ	2,200回分
災害用ベット	40個
毛布(寝袋)	360枚
- ※暖房器具等については1-5に掲載

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防救助隊や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大 13,000 人(延べ 83 万人)の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、今後の道内外における大規模自然災害時に備え、自衛隊が果たし得る役割や訓練環境に優れた北海道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- とちぎ広域消防事務組合における消防救急無線のデジタル化は整備済みであり、今後は計画的な機器更新を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・消防団員数 68 人(H30)

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

(被災時の医療支援体制の強化)

○災害時の病院機能を確保するため、自家発電設備の拡充や応急用医療資機材の整備など所要の対策を早急に図る必要がある。

(災害時における福祉的支援)

○被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。

(防疫対策)

○災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

- ・町立豊頃医院の耐震化率 100%(H30)
- ・予防接種法に基づく予防接種(麻しん・風しんワクチン)の接種率(H30)

1期	94.4%
2期	94.1%

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 防災訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直しなどを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 消防団は地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動への理解と参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる役場及び消防庁舎の耐震化が図られていないため、大規模災害発生時において、災害応急対応や復旧対応など対応拠点としての業務を継続するための機能強化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 町の業務継続体制については、業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取り組みを推進する必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 災害時においても、道の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「IT部門の業務継続計画」に基づく取り組みを計画的に進める必要がある。
- 本町の業務遂行の重要な手段として利用されているIT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、市町村におけるIT部門の業務継続計画(IT-BCP)の策定を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

・消防団員数	68人(H30)	※再掲
・消防団活動	震災時の消防団活動マニュアル	策定済(H26)
・町の災害対策本部を設置する庁舎(役場)の耐震化率	0%(H30)	
・消防署の耐震化率	0%(H30)	
・業務継続計画の策定状況	策定済(H30)	

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、北海道における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、本町としてもエネルギーの地産地消など関連施設の推進を加速する必要がある。

（多様なエネルギー資源の活用）

- 北海道におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、天然ガス自動車の普及などの天然ガスの利用拡大とともに、北海道周辺に賦存するメタンハイドレートの資源化等に向けた取り組みを促進する必要がある。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時において活動車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結しているが、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標(現状値)】

- ・石油燃料供給協定先 町内4箇所(H30)

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

○北海道の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本道のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農水産業の体質強化）

○北海道の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発達につながる取り組みを効果的に推進する必要がある。

（食料品の販路拡大）

○大規模災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値などによる農水産物の輸出拡大の取り組みなど、生産、加工、流通が一体となった取り組みを推進する必要がある。

（農産物の産地備蓄の推進）

○国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取り組みを進める必要がある。

【指標(現状値)】

・農家戸数	246 戸(H27 農業センサス)
・耕作面積	3,758ha(H27 農業センサス)
・漁家戸数	26 経営体(H30漁業センサス)
・所有漁船数	13 隻(H30漁業センサス)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

○災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上であり、計画的な整備を行っていく必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進することが必要である。

(水道施設の防災機能の強化)

○水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

○地震時における下水道機能確保のため、下水管渠の地震対策について着実な整備が求められる。また、豊頃町下水道ストックマネジメント計画により今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
○浄化槽について、災害に強い合併処理浄化槽への設置を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

・下水道BCPの策定状況	策定済(H26)
・下水道施設の長寿命化計画の策定状況	策定済(H28)
・下水道ストックマネジメント計画の策定状況	策定済(R元)
・浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	60%(H30)

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーン(物流・供給網)の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

○東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、企業立地を促進するための取り組みを強化する必要がある。

(企業の業務継続体制の強化)

○中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、その策定を支援する必要がある。

(町内企業等への支援)

○災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための各種支援策を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取り組みへの支援についても検討する必要がある。

【指標(現状値)】

・町内における	事業所数	154 事業所(R 元)
	うち企業数	89 社(R 元)
	うち商店数	32 店(R 元)

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(大津漁港の機能強化)

- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を大津漁港が担うためには、物流の変化に対応した漁港整備など、漁港の機能強化を推進することが必要である。
- 大災害に備えた漁港の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、それぞれの管理主体が国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後、耐震化の二重や老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、計画的な整備が求められる。

(漁港における業務継続体制の整備)

- 大津漁港の業務継続計画(BCP)を基に、災害時の関係機関との相互応援体制の強化を図っていく必要がある。

【指標(現状値)】

- ・大津漁港BCPの策定 策定済(H27)

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物処理計画）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・町の災害廃棄物処理計画
豊頃町一般廃棄物処理計画及び豊頃町地域防災計画に掲載(H30)
- ※平成 30 年 3 月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画策定
(R3)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制の強化を図る必要がある。

【指標(現状値)】

- ・町内建設土木業者数 9 件(H30)
- ・町内建設土木業従業者数 78 人(H30)

【別表2】 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表

区分			人命の保護							救助・救急活動等の迅速な実施			行政機能の確保	ライフラインの確保				経済活動の機能維持		二次災害の抑制	迅速な復旧・復興等		
			1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	2-1	2-2	2-3	3-1	4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	5-2	6-1	7-1	7-2	
重要項目	主要施策	施策の基本方向及び推進事業名	死傷者規模の発生による火災に物件等	傷者砂の発生による多数の死	の大規模津波の発生による多数	街路突発的浸水等長期気象的な市に	発通暴風雪等に伴う死者の交	害体積の拡大未整備による避難	に情報伝達の不備・途絶等	給等被災者の長期にわたる食料・飲料・物資の供給	活動の停滞による救助・救急の	社被災地における医療・福祉	の町外に低く行政機能	エネルギーの供給の停止	食料の安定供給の停滞	た上下水道等の長期間にわた	能域外との基幹交通及び機地	業枢流サブライネーション(物)	等町内における物流機能	る農地・森林等の荒廃によ	幅等に遅れる復旧・復興の停滞	の復旧・復興等を担う人材	
快速で魅力あるまちづくり	計画的なまちづくり	土地利用の適正化・空き家対策事業		●															●				
		市街地の整備		●		●												●					
	利便性のある交通通信基盤の整備	道路の整備 ・道路等設備維持更新事業 ・道路等補修事業 ・道路施設維持保全事業 ・橋梁の維持・耐震補修事業 ・生活路線等整備事業 ・雪対策事業 ・橋梁長寿命化修繕事業 ・LED街路灯推進事業 ・防災・安全交付金	●	●	●		●															●	
		公共交通の整備	●	●	●		●	●															
		情報通信基盤の整備 ・情報通信基盤整備推進事業					●	●	●				●										
	安心して暮らせるまちづくり	土地の保全 ・河川整備事業 ・河川の計画的な維持管理		●		●															●		
		消防・救急・防災対策の充実 ・防災・安全交付金	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●
		交通安全・防犯対策の充実																					
	快適で美しい環境のまちづくり	住宅・宅地の整備 ・公営住宅維持更新事業 ・町有建物保全推進事業 ・建物施設耐震補強事業 ・建築物特定天井対策事業 ・民間建物耐震化推進事業 ・防災・安全交付金	●																				●
		水道・下水道の整備 ・水道施設維持管理事業 ・水道施設耐震化事業 ・災害時重要管路耐震化事業 ・浄水場改修事業 ・水道水源水質保全事業 ・緊急遮断弁整備事業 ・下水道施設の再構築事業 ・下水道施設の災害対策事業 ・下水道施設の維持管理事業															●						
		環境衛生の充実																					●
		公害の防止																					●
	自然を生かした景観の創出	公園緑地の整備	●																				●
		景観整備・景観保全・美化運動の推進																					
	定住・移住促進対策の推進	定住・移住環境の整備 ・地方創生整備推進交付金 ・地方創生拠点施設整備交付金																					●

【別表2】 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表

区 分			人命の保護							救助・救急活動等の迅速な実施			行政機能の確保	ライフラインの確保				経済活動の機能維持		二次災害の抑制	迅速な復旧・復興等		
			1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	2-1	2-2	2-3	3-1	4-1	4-2	4-3	4-4	5-1	5-2	6-1	7-1	7-2	
重要項目	主要施策	施策の基本方向及び推進事業名	者や物地の火等震災の発生に伴って大規模な被害が生ずる	数士の砂死災害の発生による死者の増加	発る大規模な津波等の被害による死者の増加	等つ象突の長期にわたる水害による被害の拡大	伴よ暴風等の死者の増加	拡大積雪による被害の拡大	者途情報の伝達による被害の拡大	長期飲水等の被害の拡大	の隊救助の遅延による被害の拡大	麻痺被災者への対応	下政町機能外への対応	の工停止による被害の拡大	停食滞りの安定供給の確保	止間上り水道等の機能低下	止ト及び町外との交通網の遮断	業の寸断による被害の拡大	低流町内への被害の拡大	大廃農による被害の拡大	遅れの災害復旧等による被害の拡大	足う復旧材の確保	
豊かな資源をまわすまちづくり	活気に満ちた持続可能な農業の推進	農業の振興 ・農業農村整備事業 ・農山漁村振興交付金 ・中山間地域等直接支払交付金 ・多面的機能支払交付金 ・経営所得安定対策交付金 ・強い農業・担い手づくり総合支援事業 ・産地生産基盤パワーアップ事業 ・経営体育成支援事業 ・畑作構造転換事業 ・農地中間管理事業 ・鳥獣被害防止総合対策事業									●	●		●	●					●		●	
	海の幸をつくり育てる漁業の推進	漁業の振興 ・水産基盤整備事業									●	●			●							●	
	緑豊かな郷土を守る林業の推進	林業の振興 ・鳥獣被害防止総合対策事業 ・治山事業 ・小規模治山事業 ・森林整備事業 ・未来につなぐ森づくり推進事業		●																	●		●
	親しみと賑わいのある商工観光の推進	商業の振興 工業労働対策の振興 観光の振興										●	●										●
健康で心ふれあうまちづくり	子育てしやすいまちづくり	子育て環境の整備・充実 子育て家庭支援対策	●																				
	健やかでいきいきと暮らせる環境づくり	保健の充実 医療の充実																					
	共に支えあうしあわせなまちづくり	地域福祉の体制強化		●	●	●		●															
		高齢者福祉の充実 ・社会福祉施設等施設整備事業		●	●	●		●		●													
障害者・児童・母子福祉の充実 社会保障の充実			●	●	●		●																
躍動感あふれる人づくり	生涯学習の推進	生涯学習の推進 義務教育の充実 ・学校施設維持改修事業																					
	充実感と生きがいのある生涯学習の推進	社会教育の振興																					
		文化の振興																					
		スポーツの振興		●																			
まちの活性化を図る地域間交流の推進	地域間交流の推進										●												
	国際交流の推進																						
みんなが力を合わせるまちづくり	住民参加によるまちづくりの推進	協働のまちづくりの推進	●	●	●		●															●	
		広報・広聴の充実	●	●	●		●	●	●														
	明日を支える行財政の充実	効率的な行政機構の推進	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		広域行政の推進	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●



豊頃町地域強靱化計画

令和2年8月 策定

北海道豊頃町

TEL:015-574-2211(代表)

FAX:015-574-2389